

組 合 青 年 部 規 約

(目 的)

第1条 この規約は、〇〇協同組合傘下事務所で、現在、または将来の中小企業を担う人々をもって組織し、企業の合理化、近代化、協業化を進めるために、会員の研修と相互の連携を強めよりよい経営者、よりよい社会をつくることを目的とする。

(名 称)

第2条 〇〇協同組合青年部（略称〇〇〇〇〇）とする。

(事 務 所)

第3条 〇〇区〇〇〇町〇〇番地〇〇協同組合内に置く。

(事 業)

第4条 (1) 各種研修会の開催
(2) 会員相互の錬成のための事業
(3) 〇〇協同組合及び東京都中小企業団体中央会の事業のうち関連のあるものについては積極的に協力推進する。
(4) 経済、政治、社会問題等に対する研究及び意見発表
(5) 中小企業の振興に必要な建議陳情
(6) 前各号に附帯する事業

(委 員 会)

第5条 必要により委員会を置くことができる。委員会の種類及び運営に関することは別に定める。

(会員の資格)

第6条 この会の目的に賛同する青年経営者、又は将来企業の経営を担う者で事業主の推薦を得た者。

(加 入)

第7条 入会を希望する者は、所定の手続きの上役員会の議を経て加入することができる。

(脱 会)

第8条 脱会を希望する者は、あらかじめ脱退を申し出て脱会することができる。ただし、その年度の会費は納めなければならない。

(除 名)

第 9 条 会員が本会の趣旨に反する行為あるいは会に対する義務を怠った場合、総会の決議により除名することができる。

(役 員)

第 10 条 この会には、会長 1 名、副会長〇名、常務理事〇名、理事及び監事若干名を置き、役員任期は〇年とする。但し、再選は妨げない。

(役員を選任)

第 11 条 役員は総会において選任する。会長及び副会長、常務理事の選任は役員会の互選による。

(顧 問)

第 12 条 役員会の推薦により、この会の活動に熱意をもつ人を顧問に推薦する。

(総 会)

第 13 条 この会は毎年〇月に通常総会を開くことができる。

(役 員 会)

第 14 条 役員会は年〇回以上開き、会の運営を決める。

(会 費)

第 15 条 会費は年額〇〇〇〇円とする。
入会金は〇〇〇円とする。

(会 計)

第 16 条 会計年度は〇月〇日にはじまり、翌年の〇月〇日に終わるものとする。

(運 営 費)

第 17 条 会の運営にかかわる費用は会費等による。但し、役員会の議を経て臨時に必要経費を徴収することができる。

(雑 則)

第 18 条 この規約は総会の議決により改廃することができる。また、この規約に定めのないことは、役員会にはかって決める。